

名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）
第2条第1項の規定により、次の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

令和7年8月12日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
絵画	板絵著色杉戸絵 鶴図・芍薬図	2 枚 4 面	名古屋市千種区城山町 1 丁目47番地	宗教法人 相應寺
	享元絵巻	1 巻	名古屋市中区本丸 1 番 1 号	名古屋市
古文書	酒井家文書	58 点	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目 27 番地の 1	

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課